

APEC アーキテクト二国間取決めを活用した初めての豪国登録試験合格について

平成 26 年 7 月 10 日
(公財) 建築技術教育普及センター

APEC アーキテクトである藤田尚雄氏 (JP00657) が、豪国各州・地域での登録の条件である SAP と呼ばれる APEC アーキテクト向けの面接試験に合格した。

希望する州・地域での登録手続きが済めば、二国間取決めを活用して日本の APEC アーキテクトが外国のアーキテクトとして登録する初めてのケースとなる。

1. SAP 合格までの経緯

2013/10/24	藤田氏より、申請書類準備への協力依頼
2014/4/初旬	申請書類の提出・受理
2014/6/18	SAP 受験
2014/7/3	SAP 合格

※ 今後、登録を希望する州の登録委員会において登録手続きを行う必要がある。

2. APEC アーキテクト登録者の豪国アーキテクト登録を行う場合の手続き

- ① 審査は AACA^{※1}が行なう。
- ② 申請者は必要書類 (APEC アーキテクト登録証、自国 (日本) での APEC アーキテクト登録申請時提出書類 (実務経験記載書類を含む)、自国のアーキテクト (一級建築士) 登録証等を AACA に提出。
- ③ 審査手続きは ‘Supplementary Assessment Process (SAP)’ と呼ばれ、APE^{※2}を簡素化したもの。SAP は 1 時間程度の面接試験。NCSA01 に規定する内容のうち、豪州に特有の技術的事項、法的事項、業務に関する事項、建築家の義務と責任に関する事項等についての審査を行なう。
- ④ SAP の受付は随時行われ、申請受付後一定期間以内に審査を実施。申請受付から、結果通知までは 2 ～ 3 ヶ月程度[※]。審査結果に対する不服申し立て制度がある。
- ⑤ SAP 合格者には ‘SAP Certificate’ (SAP 証明書) が発行される。これにより豪州国内の全ての州・地域において、登録に必要な要件を満たすことが証明される。登録手続きは各州等において行う。

※1 別添の「4」参照。 ※2 別添の「3」参照。

3. 二国間取決めを活用して他国のアーキテクトとして登録した事例

2013 年 11 月に、シンガポールの APEC アーキテクトが、シンガポール／ニュージーランド／オーストラリアの取決めに基づき豪国で登録された。

オーストラリア（豪州）におけるアーキテクトの登録制度の概要

※ 以下の内容は、AACA の資料やホームページに掲載された事項に基づいて作成したものである。制度の詳細や、各州・地域での個別の取扱いについては、これらの組織・州等のホームページや窓口への問合せなどにより情報を得ることが望ましい。

1. 豪州でのアーキテクト登録に関する規制法・登録機関

アーキテクト登録については、豪州国内 8 つの州及び地域のアーキテクト法（Architect Act）及びこれに基づく規則（Regulation）等により規制されている。主な規定内容は以下のとおり（州・地域により違いがある）。

- ① 各州・地域ごとに、法に基づいて設立された登録委員会が登録を行なうこと
- ② アーキテクト登録の要件、アーキテクトの業務内容に関すること
（‘Architect’ の名称を用いて建築業務を行なうことについての規制。登録は毎年の更新制）
- ③ その他（アーキテクトへの懲戒処分、不服申立て、保険加入に関すること等）

2. アーキテクト登録の方法・要件

- 1) 初めて登録を受ける場合は、次の 3 つの段階を経て登録。

【STEP 1】学歴資格等の審査・認定。

【STEP 2】2 年間以上の実務経験の後、建築実務試験（APE）に合格。（→ 3. を参照）

【STEP 3】上記の 2 ステップをクリア後、州または地域の登録委員会で登録手続きを行なう。

- 2) 既に他の州等で登録済みの場合は、現登録証書等を申請書と共に提出することにより登録が可能。

3. APE（Architectural Practice Examination：建築実務試験）

APE は各州および地域の登録委員会が実施。AACA（→ 4. 参照）が策定したアーキテクトの技術・知識に関する要求基準（NCSA01）についての理解度を主に審査する。審査は以下の 3 段階で実施。

【PART1】Eligibility：適格性審査（実務経験等について記載した資料と学位証明書等の提出）

【PART2】National Examination Paper (NEP)：1 時間程度のペーパーテスト

【PART3】Examination by Interview：面接試験（業務内容と経験について審査、1 時間程度）

4. AACA（豪州アーキテクト認定協議会）

国内 8 つの州・地域の登録委員会と RAIA（王立豪州アーキテクト協会）の代表で構成される国家機関。主要な役割は以下の 3 点。

- ① 各州等のアーキテクト登録制度に関する統一基準の策定
- ② APE の企画・管理（試験実施は各州及び地域の登録委員会）
- ③ 海外で取得できる建築に関する資格の内容の審査

5. APEC アーキテクト登録者がオーストラリアのアーキテクト登録を行う場合

- ① 審査は AACA が行なう。
- ② 申請者は必要書類（APEC アーキテクト登録証、自国（日本）での APEC アーキテクト登録申請時提出書類（実務経験記載書類を含む）、自国のアーキテクト（一級建築士）登録証等を AACA に提出。
- ③ 審査手続きは‘Supplementary Assessment Process (SAP)’と呼ばれ、APE を簡素化したもの。SAP は 1 時間程度の面接試験。NCSA01 に規定する内容のうち、豪州に特有の技術的事項、法的事項、業務に関する事項、建築家の義務と責任に関する事項等についての審査を行なう。
- ④ SAP の受付は随時行われ、申請受付後一定期間以内に審査を実施。申請受付から、結果通知までは 2～3 ヶ月程度。審査結果に対する不服申し立て制度がある。
- ⑤ SAP 合格者には‘SAP Certificate’（SAP 証明書）が発行される。これにより豪州国内の全ての州・地域において、登録に必要な要件を満たすことが証明される。登録手続きは各州等において行う。